

宮城県保健環境センター  
機関評価自己評価票

対象期間:平成30~令和3年度

令和4年10月

宮城県

## 1 県民や社会のニーズへの対応

(1) センターの目的、運営方針等は、県民や社会的ニーズに対応しているか。

評価基準	⑤適切である 4概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県保健環境センター（以下「センター」という。）は、地域の保健環境行政を支える技術的中核機関として、県民の健康と良好な環境の保全を目的とする事業の推進に必要な、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行っている。</li> <li>○ 平成17年度に策定した宮城県保健環境センター運営方針（以下「運営方針」という。）及び宮城県保健環境センター調査研究方針は、策定から10年以上が経過し、東日本大震災によりセンターを取り巻く環境と県民のニーズ等が変化していることなどから、社会情勢やニーズの変化に的確に対応するため、平成30年度に両方針の見直しを実施した。運営方針については、医薬品の適合性検査や放射性物質モニタリング業務の追加等を行い、調査研究方針については、センター業務を支える研究能力及び技術能力の維持向上を図るための「基礎的な研究」を「経常的な研究」と統合する研究区分の見直しを行った。</li> <li>○ 県民が抱える保健や環境に関する問題解決に向け、試験検査等の結果や成果を公表するなど、的確な情報の公開に努めている。また、出前講座やセンター内に設置されている宮城県環境情報センター（以下「環境情報センター」という。）が開催する環境学習教室などを通して、県民との交流や対話の機会を設けるほか、ホームページを窓口として問い合わせに対応するなど、県民との相互理解に努めている。</li> </ul>

[調書1～10頁, 50～59頁, 64～66頁, 69頁参照]

(2) 組織体制は、県民や社会的ニーズに対応しているか。

評価基準	⑤適切である 4概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新たな検査機器の導入及び人的な体制強化や検査担当者の育成により、検査体制の充実・強化を図っている。</li> <li>○ 東日本大震災以後、生活化学部の体制を強化し、食品や海水等の放射性物質モニタリング業務を継続して実施している。</li> <li>○ このような社会環境の変化に伴うニーズの多様化・高度化に対応するため、検査機器の整備及び検査体制の強化に努めている。</li> </ul>

[調書1～5頁, 11頁, 14頁参照]

## 2 調査研究等の遂行に係る環境

(1) 調査研究等(調査研究及び行政検査・調査)の推進体制は適切か。

評価 基準	5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験検査及び調査研究は、本庁関係各課の施策体系に掲げる事業の計画に基づき、センター各々が実施計画を作成して実施している。</li> <li>○ 調査研究は、保健衛生及び環境保全に関する研究課題を的確に把握するため、関係各課・室及び保健所から情報を収集し、計画している。調査研究課題の設定については、宮城県保健環境センターの評価実施要綱及び宮城県保健環境センター課題評価実施要領に基づき、内部評価委員会において課題の選定、研究計画、予算等に係る検討・評価を行った後、環境生活部長、副部長及び関係各課・室で構成される宮城県保健環境センター評価に関する連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)で検討した上で、宮城県保健環境センター評価委員会(以下「外部評価委員会」)に諮っている。また、外部評価委員会での評価結果を研究計画等に適切に反映させた上で、調査研究を実施している。</li> <li>○ 試験検査等の推進体制を充実させるため、国や他自治体の試験研究機関、大学及び県の試験研究機関等との共同研究を行うなど連携を図っている。また、外部資金の導入に向け、他機関との連携を密にし、情報の収集に努めている。</li> <li>○ 保健・環境問題の多様化・複雑化に伴い、試験検査等のニーズがますます高まっているが、一方で保健環境分野の科学的中核機関として、行政が行う諸施策に対し、科学的な立場からの確にサポートするための調査研究も重要となっており、試験検査等とバランスを取りながら調査研究を実施している。</li> <li>○ 検査結果の精度管理は、センターにとって必要不可欠な業務であり、各種の要綱・要領や標準作業書等を整備し、試験検査業務に努めている。また、内部精度管理及び外部精度管理を行うなど、常に細心の注意を払い、信頼性の確保に努めている。</li> </ul>

[調書 3 頁, 21~24 頁, 45~49 頁, 60~63 頁, 69~71 頁参照]

(2) 施設・設備の整備及び保有状況は適切か。

<p>評価 基準</p>	<p>5適切である 4概ね適切である ③一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年に発生した東日本大震災により大きな被害を受け、本庁舎については現地建替えを行い、平成 27 年度から新庁舎での業務を実施している。建替えに当たっては、共有の検査室を設けるなど、設備の配置や作業動線の見直しを行い、業務の効率化を図った。また、福島第一原子力発電所の事故に係る放射性物質対策や新型コロナウイルス感染症検査に対応するため、新たに設備・機器等を整備している。</li> <li>○ 施設・設備の整備は、データの精度管理及び有用な成果を上げるため重要な要素となっている。令和2年度から機器更新計画及び庁舎修繕計画を毎年度策定し、限られた予算の中で計画的に更新しているほか、一定額の予算を毎年度確保し、緊急的な修繕に対応している。</li> <li>○ 本庁舎については、一部分析室において空調吹き出し口の結露が発生していたが、令和3年度に改修工事を実施している。</li> <li>○ 分庁舎については、震災による相当の被害はあったものの、庁舎としては建設当初のままであり、施設そのものの老朽化が著しいことから、必要な財源を確保し、令和2年度以降、防水改修工事、高圧受電設備機器更新工事、天井改修工事等、緊急性の高い工事について、順次設計・施工している。</li> <li>○ 特定化学物質検査棟については、ダイオキシン類の分析を令和3年度からすべて外部委託し、センターが行う検査業務が終了したことから、解体に向けて取り組んでいく。</li> <li>○ 分析機器の高度化がめざましく、微量分析が一般的になっており、検査業務に支障を及ぼさないよう維持管理を実施している。分析機器の状態が検査精度に影響を及ぼすため、微細な調整など業者による専門的なメンテナンスが必要となる機器も多いが、限られた予算の中でメンテナンスを行っている。</li> </ul>

[調書 1～3 頁, 14～19 頁参照]

(3) 人員の配置は適切か。

<p>評価 基準</p>	<p>5適切である 4概ね適切である ③一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない</p>												
<p>内容</p>	<p>○ センターの技術職員の通算在籍年数は、平成 30 年度と比較すると 10 年以下の割合が 9.6 ポイント増加しているのに対し、11 年以上 20 年以下では合計 11.8 ポイント減少するなど、試験検査業務に熟練した職員が減少し、若手職員が増加している。</p> <table border="1" data-bbox="325 517 1326 725"> <thead> <tr> <th>在籍年数</th> <th>10 年以下</th> <th>11 年以上 20 年以下</th> <th>21 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 4.3.31 現在</td> <td>38 人(77.6%)</td> <td>6 人(12.2%)</td> <td>5 人(10.2%)</td> </tr> <tr> <td>H30.3.31 現在</td> <td>34 人(68.0%)</td> <td>12 人(24.0%)</td> <td>4 人( 8.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 育児休業や病気休暇等を取得している職員がいる中、代替職員の確保が重要になっているが、即戦力となるような人材の確保が困難である。</p> <p>○ 法改正等に伴う新規分析項目への対応や、精度管理制度による分析精度の維持・向上がより一層要求されている中、センターとしては、上記のような状況を踏まえ、検査実施標準作業書の作成・遵守、内部精度管理及び外部精度管理の実施等により検査レベルの標準化を図っている。また、職員の在籍期間は 3 年が基本であるが、研究職については、検査技術の習得や知見の継承等のため、5 年程度の在籍となるよう要望している。</p> <p>○ センターとしての技術力の維持・向上を図るため、引き続き組織体制の充実・強化に努めていく必要がある。</p>	在籍年数	10 年以下	11 年以上 20 年以下	21 年以上	R 4.3.31 現在	38 人(77.6%)	6 人(12.2%)	5 人(10.2%)	H30.3.31 現在	34 人(68.0%)	12 人(24.0%)	4 人( 8.0%)
在籍年数	10 年以下	11 年以上 20 年以下	21 年以上										
R 4.3.31 現在	38 人(77.6%)	6 人(12.2%)	5 人(10.2%)										
H30.3.31 現在	34 人(68.0%)	12 人(24.0%)	4 人( 8.0%)										

[調書 11 頁, 14 頁, 69~71 頁参照]

(4) 研究予算の配分, 外部資金の導入は適切か。

評価 基準	5適切である 4概ね適切である ③一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<p>○ 県の財政は, 現在も厳しい状況にあり, センター全体の費用も毎年削減されてきている中, 試験研究機関として調査研究費を一定額確保できるよう努力しているが, 新たな予算措置は困難な状況である。</p> <p>○ 研究予算の配分に当たっては, 内部評価委員会において検討・評価を行った後, 連絡調整会議で検討した上で, 外部評価委員会で評価され, 優先順位等を考慮して行っている。</p> <p>○ 国や自治体の研究機関, 大学等と連携を密にし, 多方面から情報収集を行っている。外部資金の調達に関する情報については, 全てセンター内で共有し, 活用の可否を検討の上, 申請を行っており, 平成 30 年度及び令和元年度に宮城県公衆衛生協会の助成金を活用した調査研究を各 1 件実施している。</p> <p>○ なお, 共同研究については, 原則として参加機関がそれぞれの役割に応じて費用分担しているが, センターが国の研究機関や大学等からの依頼により参加した共同研究については, 研究に必要な資材の提供を受けて実施している。</p>

[調書 5 頁, 13 頁, 20~24 頁, 45~49 頁参照]

(5) 研究機関及び大学との連携は適切か。

評価 基準	5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<p>○ 国の研究機関や大学及び他自治体の試験研究機関で構成する全国協議会との共同研究等に積極的に参加することにより連携を図っている。</p> <p>○ 県の他の試験研究機関との連携については, コロナ禍でもオンライン形式での業際研究会交流会を開催し, 情報収集・情報交換を図っているほか, 共同研究にも取り組んでいる。</p> <p>○ 他機関との交流を通して個々の職員のレベルアップを図っており, センターの研究実務にもその内容が反映されている。</p>

[調書 21~44 頁参照]

(6) 人材育成は適切に行われているか。

評価 基準	5適切である 4概ね適切である ③一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<p>○ 試験研究機関においては、優秀な技術職員の確保は生命線であり、経験者や長期勤務による熟練技術者の育成が必須である。日々変化する研究ニーズと進歩する技術に対応するためには、職員の資質向上とともに広い視野での知見の収集が必要であり、各種学会や研究会、技術研修等への参加及びOJT、所内研修会、研究発表会の実施等により、職員の専門知識と技術の向上に努めている。特に、中堅以上の職員が中心となって、若手職員の育成を担いながら、検査技術の維持・継承に努めている。</p> <p>○ センターの研究職については、精度確保のため、特殊な機器の使用に伴う熟練度やノウハウ等が必要である。このため、人事異動に当たっては、技術の習得や知見の継承に要する年数及び年齢構成等を踏まえた職員配置となるよう、人事担当部局に対し、配慮を要望している。</p>

[調書 25~44 頁参照]

(7) 調査研究は適切に評価(事前・中間・事後・追跡)されているか。

評価 基準	⑤適切である 4概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<p>○ 調査研究を効率的かつ効果的に推進するため、宮城県保健環境センター調査研究方針及び各種要綱・要領に基づき、内部評価及び外部評価を実施している。年度ごとに、事前評価、中間評価及び事後評価の対象となる各調査研究課題について、評価区分に応じて評価を実施しており、外部評価における評価結果については、適切に研究計画に反映させている。</p> <p>○ なお、県では、センターの評価を支援するため、県の関係各課長室等で構成する「連絡調整会議」及び連絡調整会議に付すべき事項についてあらかじめ検討する「連絡調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)」を設置している。これまでは、課題評価及び機関評価のいずれについても、連絡調整会議及び幹事会を開催していたが、令和3年度末に「宮城県保健環境センター評価に関する連絡調整会議設置要領」を一部改正し、令和4年度からは、課題評価の検討については幹事会へ委任し、機関評価については幹事会への文書照会を行った後、連絡調整会議で検討するなど、評価業務の効率化と担当者の業務軽減を図った。</p>

[調書 45~49頁参照]

### 3 調査研究等の成果

(1) 調査研究等の成果の公表及び普及は適切に行われているか。

<p>評価 基準</p>	<p>5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究等の成果は、食品の安全安心確保対策や感染症対策、地域の環境保全など多岐にわたる行政施策の推進に反映されており、県民の健康や良好な環境を確保するための重要な役割を担っている。</li> <li>○ 例えば、麻痺性貝毒の機器分析法の確立は、ホヤの肝臓に毒が蓄積していることを明らかにしたことから、安全なむき身ホヤの処理加工法の基礎資料となっており、流行しているインフルエンザウィルスの型の調査結果は、翌年度以降のワクチンの型の参考資料となっている。また、大気汚染の常時監視結果は、高濃度時の対応を検討する根拠となっている。</li> <li>○ 調査研究の成果及び行政検査や調査結果の公表は、県民の保健衛生や環境保全意識を高めるとともに、センターの業務への理解につながるものとする。関係学会及びセンターの研究発表会での発表や学術雑誌誌への投稿、出前講座に加え、ホームページを中心にセンターの業務の概要や成果について、広報・普及に努めている。</li> <li>○ ホームページの適切な維持管理に向け、令和元年度に「ホームページ運営委員会」を設置し、「宮城県公式ホームページ運用ガイドライン」の確認を行うとともに、掲載されている情報の必要性の検討及びリンク切れ箇所の確認・修正等を行っている。また、令和3年12月から県公式ホームページの全面リニューアルが実施され、ウェブデザインへの一層の配慮やウェブアクセシビリティへの更なる対応に加え、職員にとっても使いやすく操作性の高い新たなホームページシステム(宮城県ホームページコンテンツマネジメントシステム)が導入されたことから、センターとしても同システムを活用した情報発信を行っており、令和3年度には、新たな取り組みとして研究発表会のWeb配信を実施した。</li> <li>○ センター職員が講師となって行う出前講座に当たっては、センターの業務や各種データについて、一般の方にも分かりやすい説明に努めている。</li> <li>○ なお、調査研究の成果等のよりわかりやすい情報発信については、ホームページ運営委員会において、改善に向けた検討を行っていく必要があると考えている。</li> </ul>

[調書 25～30 頁, 50～59頁, 60～63頁, 64～66頁参照]



#### 4 今後の調査研究等の方向性

(1) 今後の研究分野と研究課題の選定は適切か。

評価 基準	⑤ 適切である 4 概ね適切である 3 一部に課題あり 2 見直し必要 1 判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保健衛生及び環境保全に関する研究課題を的確に把握するため、関係各課・室及び保健所から情報を収集し、調査研究に係る計画を作成している。</li><li>○ 研究計画は、内部評価委員会で選定課題、研究計画、予算等について検討・評価を行った後、本庁の関係各課室で構成する連絡調整会議で検討した上で、外部評価委員会に諮っている。</li><li>○ 外部評価における評価結果については、研究計画等に適切に反映させ、調査研究を実施している。</li></ul>

[調書 5 頁, 45~49 頁参照]

## 5 調査研究等以外の業務

(1) 保健・環境情報の収集解析・提供は適切に行われているか。

<p>評価 基準</p>	<p>⑤ 適切である 4 概ね適切である 3 一部に課題あり 2 見直し必要 1 判断できない</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・環境情報の収集や解析した結果及び試験検査等の成果は、各種学会や毎年開催している研究発表会等で口頭発表しているほか、学術雑誌等での紙上発表、年報への掲載等により、公表している。また、ホームページにセンターの業務の概要や試験検査等の成果を掲載しており、できるだけ分かりやすい内容で広報・普及に努めている。</li> <li>○ センター内に設置されている宮城県結核・感染症情報センターでは、医療機関から報告のあった患者発生情報及び提供された患者材料から検出された病原体の種類を週報・月報として集計し、感染症の流行状況を保健所や医療機関に速報として還元するとともに、県民に向けてホームページで公表している。</li> <li>○ 大気汚染常時監視システムでは、工場等の発生源及び大気環境中の濃度情報を速報値として提供しているほか、集計したデータは解析されて、光化学オキシダント注意報・警報の発令に加え、PM<sub>2.5</sub>の高濃度に関する注意喚起に活用されている。</li> <li>○ 食中毒発生時期の腸炎ヒブリオ生息環境及び食中毒発生要因のリアルタイムな解析と報告が、食中毒注意報・警報の発令の根拠として活用されている。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に伴い、SARS-CoV-2 の検査体制の充実・拡大が県行政の重点方針に位置付けられたため、微生物部職員に加え、センターの他部及び県の他部署の職員への兼務発令により緊急的に検査担当者の育成を図るとともに、新たな検査機器導入などの対応を図っており、当該感染症の検査機関として、保健情報の解析・提供に極めて重要な役割を果たしている。</li> <li>○ 令和2年6月、気候変動に関する情報の収集・発信を行うため、環境情報センター内に「宮城県気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）」が設置された。このため、センターとしては、気候変動適応に関する各種会議やセミナー等への参加を通じて情報の収集に努めている。また、適応センターのホームページでは、適応センターの概要を動画で紹介しているほか、気候変動に関するポータルサイト「気候変動情報プラットフォーム（A-PLAT）」をはじめ、関係機関やイベント等の情報を掲載している。令和3年度には気候変動適応をテーマとした環境学習セミナーをオンラインで実施し、講演の一部を動画で掲載している。</li> </ul>

[調書1頁, 25~30頁, 50~59頁, 64~65頁参照]

(2) 保健・環境教育及び技術指導は、適切に行われているか。

<p>評価 基準</p>	<p>5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境情報センターでは、環境関連の図書・教材の閲覧・貸出を行っており、環境に係る活動の場として利用することを目的としたNPOや個人に対し、環境研修室を無償で提供している。</li> <li>○ 小学生を対象とした「夏休み環境学習教室」や一般の方を対象とした「環境学習セミナー」は、コロナ禍により令和 2 年度は開催を見送った。令和3年度は、「夏休み環境学習教室」は規模を縮小して開催し、「環境学習セミナー」はオンライン形式により開催した。オンライン形式の導入により、遠隔地からも参加できるようになり、参加者の増につながった。また、令和元年度から新たな取組みとして実施した NPO との意見交換は、令和 2 年度以降、コロナ禍により実施できなかった。</li> <li>○ 令和3年11月からは、新たな情報発信ツールとして、環境情報センター公式ツイッターの運用を開始し、環境学習や環境情報センターのイベント等に関する情報を随時発信している。</li> <li>○ 環境学習を支援するため、環境教育や環境保全活動に係る知識と経験を有する環境教育リーダーの派遣を実施している。</li> <li>○ 各部職員が、保健、環境に関するテーマで出前講座を実施している。</li> <li>○ 市町村職員や保健所職員を対象として分析・測定技術研修を実施するなど、技術指導を行っている。</li> </ul>

[調書 66~69頁参照]

(3) 検査精度管理体制, 精度管理は適切か。

評価 基準	5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験検査等の信頼性確保は, センターの基盤となるものであり, 食品, 医薬品等及び感染症病原体等の各検査及び環境測定において, それぞれ信頼性確保部門と検査部門の責任体制が明確な検査精度管理体制を構築している。</li> <li>○ 分析機器の高度化がめざましく, 微量分析が一般的になっており, 検査業務に支障を及ぼさないよう維持管理を実施している。しかし, 分析機器の状態が検査精度に影響を及ぼすため, 微細な調整など業者による専門的なメンテナンスが必要となる機器も多いが, 限られた予算の中でメンテナンスを行い, 精度管理に努めている。</li> <li>○ 各種検査等においては, 検査標準作業書の作成・遵守, 機器・器具類の保守点検を適切に行うとともに, 信頼性確保部門による内部点検等, 内部精度管理及び外部精度管理を実施し, 信頼性確保に努めている。</li> </ul>

[調書 69~71 頁参照]

(4) 健康危機管理体制は適切か。

評価 基準	⑤適切である 4概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 16 年度に定めた宮城県保健環境センター健康危機管理要綱に基づき, 医薬品, 食中毒, 感染症及び飲料水等のほか, 化学物質による環境汚染といった県民の健康危機に備える管理体制を構築している。また, 平成 30 年度に「健康危機管理対応フロー」及び「健康危機管理連絡網」を改めて作成するなどの見直しを行い, 健康危機の発生時においてセンター各部署が連携し, 他の業務に優先して迅速に対応するための体制を強化している。</li> <li>○ 地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し, 健康危機情報の収集や研修への参加等を行い, 緊急時に備えている。また, 同協議会の北海道・東北・新潟支部において平成 19 年度に広域連携協力書を取り交わしており, 消耗資材, 機器, 設備の使用又は貸与等の相互緊急支援が可能となっている。</li> <li>○ さらに, 県の農業, 水産業, 林業及び工業系試験研究機関についても, 緊急事態発生時の状況に応じた協力体制を構築している。</li> </ul>

[調書72頁参照]

## 6 前回評価での指摘事項への対応状況

<p>評価 基準</p>	<p>5適切である ④概ね適切である 3一部に課題あり 2見直し必要 1判断できない</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回評価での指摘事項は、主に、施設や設備の整備、人材育成と確保、外部資金の導入、他機関との連携及び情報発信と広報活動等についてであり、その対応状況は、機関評価調書のⅦに記載のとおりである。</li> <li>○ 前回評価での指摘事項に対しては、可能な限り対応に努めており、施設や設備の整備に関しては「庁舎修繕計画」及び「機器更新計画」に基づき、優先順位を付けて改修・修繕及び保守点検・更新を実施している。</li> <li>○ 他機関との連携については、他自治体の試験研究機関で構成する全国協議会を通じた交流のほか、国や大学、県の試験研究機関等との共同研究等を実施している。</li> <li>○ また、人材の育成と確保については、研究職の5年以上の在籍要望やベテラン職員によるOJT等を通じた人材育成、外部機関による研修会への参加等、知識習得や技術向上のためにセンターとしてできることを最大限実施しており、外部資金の導入を含めた研究費の確保については、県財政が厳しい状況の中でも、毎年度一定の予算を確保するとともに、外部資金の中から、県予算として執行可能な助成金を活用している。</li> <li>○ なお、情報発信と広報活動については、SNSの活用やオンライン開催など新たな手法による情報発信に取り組んでおり、さらに、令和元年度に設置したホームページ運営委員会による調査研究成果のより分かりやすい情報発信に向けた検討や、環境情報センターのさらなる活用促進に向けたNPOとの意見交換会の実施に向けた検討を進めているところである。</li> </ul>

[調書 74~78頁参照]